

中世後期の猿楽

—天皇・院・室町殿との関係—

池田 美千子

はじめに

猿楽は中世を代表する芸能である。大和国に出自を持つ観世・宝生・金春・金剛の四つの座がその代表的な集団であり、特に観世座は室町幕府によって庇護された。大和四座は大いに発展したが、四座の者は内裏に入ることが基本的には許されなかった。そして、それは大和四座だけではなく、摂津猿楽や丹波猿楽など猿楽を本業とする者（以下、⁽¹⁾專業猿楽⁽¹⁾という）全般に共通することであった。この状況は中世を通じて一貫しており、近世も続いていた。

しかし、それは内裏で猿楽という芸能が上演されなかったということではない。むしろ、素人集団による手猿楽といわれるものが、後花園天皇以降、さかんに興行されている。⁽²⁾後土御門天皇以降の手猿楽は武家・公家の被官や町民によるものが多いが、後花園在位中の手猿楽は主に小犬という名の声聞師によるものであった。

声聞師は一種の被差別民である。なぜ声聞師の猿楽はよくて專業猿楽によるものはいけないのか。直ちに予想される答えは、專業猿楽のほうが声聞師より不浄視（卑賤視）される度合いが強かったからということであろう。ところが、声聞師と專業猿楽に関する先学の見解は、この予想に反する。丹生谷哲一氏⁽³⁾や脇田晴子氏⁽⁴⁾らは、声聞師（散所者）と專業猿楽

は同じであるという。山路興造氏は、声聞師と專業猿樂は異なる身分であるとするが、声聞師に対する差別が先行し、声聞師が猿樂を持ち芸とするにいたって專業猿樂も波及的に差別を受けるようになったと主張する⁽⁵⁾。いずれも従いがたい見解である。

專業猿樂を内裏に入れなかったのは、正長元年（一四二八）六月一〇日に内裏の内侍所で引かれた籤の結果による。この籤に言及した論考も数多くあるが、籤引きを伝える『建内記』の記事全体が今まで正面から検討されたことはない⁽⁶⁾。その結果、先学の見解はいずれも事態の一部の解明にとどまり、全貌を把握したものにはなっていない。そこで本稿はまず『建内記』正長元年六月一〇日条をあらためて分析し、内裏という場における声聞師と專業猿樂との立場の違いを明らかにする。

つぎに、室町殿や院と專業猿樂との関係を論じてみたい。観世座は室町幕府の庇護を受けたと冒頭で述べたが、具体的にどのような過程を経て幕府の庇護を受けるようになったのかについては、足利義満が世阿弥や犬王を見出したこと、義教が観世元重を愛好し、また後小松院御所における猿樂興行に制約を加えていた可能性などが指摘されてきたものの、まだ十分に解明されているとはいえない⁽⁷⁾。筆者は、幕府による專業猿樂庇護も、院御所での猿樂興行の制約に関しても、まさに内裏で籤引きが行われた正長元年に転換期があると考えている。

以上の問題の検討を通じて、中世後期の專業猿樂が天皇、院、室町殿といかなる関係にあったのかを解明するのが本稿の目的である。

第一章 專業猿樂・声聞師・河原者

まずはじめに、本稿における論述の要となる正長元年（一四二八）の籤を詳細に見つめてみよう。

史料一『建内記』正長元年六月一〇日条(部分)⁽⁸⁾

禁中猿楽參入歌舞、一向被_レ停止_レ了、此事於_二内侍所_一、(東坊城茂子)勾当内侍取_二孔子_一(一、二歟)、而停止之分叶_二神慮_一、仍被_二停止_一云々、凡不_レ可_レ及_二孔子_一、早可_レ被_二停止_一事歟、神慮弥炳焉、珍重々々、

内裏に猿楽が参入し歌い舞うことが停止されたが、それは、内侍所で勾当内侍が籤を引いて決まったという。記主の万里小路時房は、籤をするまでもなく早く停止すべきだと述べてはいるが、「神慮弥炳焉」、すなわち神の意志は一層はつきりしたと述べており、籤を引いた効果はあつたと推測される。

さて、史料中の「猿楽」とは何か。猿楽という芸能を指すのか、專業猿楽の身分が問題なのか。どちらともただちにはいえないが、それを明らかにする前に、このような禁止命令が出た背景について触れておきたい。

前年の応永三四年(一四二七)正月一二日と五月六日、内裏で二度にわたつて猿楽が興行された。一度めの猿楽興行は、摂津国の榎並座という專業猿楽が演者であつた。「舞台・楽屋以下頗御自身御奉行御体也」とあるように、称光天皇自らが舞台・楽屋などを「御奉行」して行われた⁽⁹⁾。この出来事に満済は、「以外事共也、自_レ昔於_二禁中_一猿楽、其例更以不_レ可_レ在、無_二勿体_一云々、珍事々々」と内裏での猿楽演能に不快感をあらわにしている。時房や満済をはじめ、当時の人々にとって、内裏での「猿楽」はとうてい許されることではなかつたのだろう。二度めの興行は、演者は不明であるが同じ榎並座ではないかと思われる⁽¹⁰⁾。五月六日という足利義満の命日にあつており、広橋兼宣は「折節御興遊、太以不_レ可_レ然事也」と、不快感を示している。

【表一】は、称光のつぎの天皇である後花園の在位中に内裏で興行された猿楽・松拍^{まつばやし}の芸能をまとめたものである。籤引きの結果、「猿楽」が内裏に参入し歌舞に及ぶことは禁止されたはずだったが、永享九年(一四三七)以降、内裏で

は、小犬という名の声聞師が松拍のみならず猿樂をも演じている。在位中、一一回猿樂が興行され、うち三回は小犬が演者である。長祿二年（一四五八）以降、「七条ノ手猿樂（＝亀大夫）」が登場するが、この演者は、文明年間（一四六九～八七）以後に興隆した町民による手猿樂の先駆けである。演者不明のものに関しては、少なくとも観世座ではない（後述）。

このように、籤の結果によって「猿樂」の参入が禁止された一方、声聞師や町民の手猿樂は興行されていて、特に非難されている様子もないことから、籤引きにおける「猿樂」とは芸能そのものを指すのではなく、專業猿樂やその演能を指すことが確認できよう。そしてこれにもとづき、【表一】の演者不明の猿樂については、観世座のみならず他の專業猿樂も該当しないと仮定しておく。

【表一】後花園天皇在位中の猿樂および松拍興行

年月日	演者	芸能	典拠
永享九年正月二日	小犬	猿樂	看聞日記
永享一〇年正月一三日	小犬	松拍と猿樂カ	看聞日記
永享一〇年正月二三日	小犬	松拍	看聞日記
永享一〇年正月二七日	小犬	松拍	看聞日記
永享一一年閏正月二日	?	猿樂	薩戒記
永享一二年正月一三日	武家大名等	松拍	師郷記
嘉吉三年正月二七日	柳原声聞師と小犬	松拍と猿樂	看聞日記
嘉吉四年正月一三日	小犬	松拍	建内記
文安三年二月七日	?	松拍と猿樂	師郷記

寛正四年正月二日	?	松拍	建内記
寛正四年正月二三日	?	松拍	建内記
寛正四年二月一日	?	松拍と猿楽	師郷記
寛正三年正月二五日	?	猿楽	康富記
寛正四年正月二五日	?	猿楽	康富記
長祿二年三月二二日	七条ノ手猿楽	猿楽	大乘院寺社雜事記
寛正四年正月二二日	?	猿楽	山科家礼記
寛正四年三月一五日	亀大夫	猿楽	山科家礼記

※「七条ノ手猿楽」と「亀大夫」は同一人物と推定される。

では、なぜ声聞師の猿楽は可能で、なぜ專業猿楽によるものは不可なのか。内裏における声聞師の猿楽について考える上で、次の記事が参考になる。籤引きと同日の記述である。

史料二 『建内記』 正長元年六月一〇日条（部分）

禁中
川原者（穢多事也）^{石木}參入、於^{石木}御庭事被^レ召^レ仕之、為^レ不淨^レ之者不^レ可^レ然^レ之^レ處、自^レ去年^レ被^レ停止、被^レ召^レ散所者（声聞師事也）^一、珍重々々、

内裏の石木の整備にあたっていた河原者（＝穢多）の出入りを、不淨を理由に去年から禁止し、かわりに散所者つまり声聞師を召しているという内容である。すなわち、河原者は不淨であるから内裏に入ってはいけないが、声聞師は不淨ではないから内裏に入っても構わないという論理が窺える¹⁾。

籤引きの背景に、前年に天皇自身が「御奉行」した猿楽があったのと同様に、本件についても背景と思われる出来事がある。応永三二年十一月、天皇は庭の整備に夢中になっており、「皇土二被_レ孕誰人可_レ惜申_一哉」という強制的なやり方で、各所から名木を献上させていた。¹² 天皇の手足となって各地の名木を報告していたのが河原者であった。この河原者が内裏に出入りしたかどうかを史料上確認することはできないが、「石木事」のために出入りしていたからこそ禁じられたのであろう。

内裏で忌避されたのは、河原者や專業猿楽だけではない。文龜二年（一五〇二）、伏見宮貞常の子である万松軒（宗山等貴）・蓮輝軒（就山永崇）の二人の禪僧が内裏の常御所に入ることの是非が議論された。結局、常御所の庇に二人の座席を設けることになったが、禪僧も葬送に関係するなどケガレと密接に関係している集団なので、このような問題が持ち上がったのである。¹³ 両者とも伏見宮出身だから常御所の庇まで入れたが、それでも母屋に入することは拒絶されたのである。鎌倉後期には花園天皇が西大寺流の如円上人という律僧を内裏に出入りさせていたのに対して、非難が繰り返されている。¹⁴ 律宗の僧侶も非人や葬送などケガレと密接な関連がある集団である。内裏に入ったから議論になり問題が表に出たが、癩病者、屠者、葬礼などケガレに関与した集団のメンバーが内裏に入することは非常に困難であった。普段内裏に入る者も、服仮や産穢などのケガレに触れた場合は一時的に内裏に入れないのだから、内裏参入の可否は不浄か否かに尽きる。

では、声聞師はどうかなのか。声聞師とは、南北朝期に出現した下級宗教者の集団である。その本業は金鼓打で、散所という集住空間を得た彼らは、散所者の本業である庭仕事と、散所者特有の祝福芸能である千秋万歳を継承したといわれており、猿楽に限らず曲舞や陰陽道、毘沙門経など様々な雑芸を生業としていた。¹⁵ 室町時代後期の黒大黒という声聞師集団について考察した杉山美絵氏は、この黒大黒という声聞師集団は内裏の千秋万歳、三毬打、重陽の節句の菊の献上、舞々など芸能者の仲介といった役割を担っていたが、それは内裏の御庭者という職掌が根源にあると述べている。¹⁶ 黒大黒の初見は文

明一〇年（一四七八）であるが、それ以前から内裏の御庭者は、後述の「市」をはじめ声聞師であった可能性が高い。御庭者の主な業務は掃除である。職掌上、汚物・死体の除去などケガレに触れる可能性は確かに高いが、長寿を願う厄災を払う千秋万歳、三毬打、重陽の節句など、ケガレや災気を除去する性格の宮廷行事に関与していることは注目に値する。声聞師は掃除という職務を通じて内裏の不浄を浄化する能力を持ち、丹生谷氏がいうところの浄と穢の境界にある存在と考えられる。¹⁷ それゆえ声聞師は、内裏に入れる身分だったのである。

以上、河原者出入り禁止と專業猿樂参入禁止についてみてきた。両令は、同じような論理で構成されている。そこから、專業猿樂も河原者も同様に不浄で、清浄が要求される内裏に入ることが不可能な身分であること、両者の代わりに「石木事」を担当し猿樂を演じた声聞師は、ケガレを浄化し災気を祓う性格を有するがゆえにそれが可能な身分であったということ¹⁸を推定することができるだろう。

その後も專業猿樂は内裏に入れなかった。後土御門天皇在位中（寛正五年～明応九年（一四六四～一五〇〇）¹⁹）、内裏では手猿樂が盛んに興行されたが、專業猿樂については、天皇は避難していた室町第で興行された猿樂を「御ノソキ」²⁰見するのが精一杯であった。近世では、内裏で初めて猿樂を演じる手猿樂の役者は「初参書」という証明書がなければ内裏に参入できなかった。¹⁹ 初参書とは、当該の役者が大和四座の構成員ではない旨を証明するものであり、証明できなければ内裏に出入りすることは許されないというシステム²⁰に関わる。脇田氏は、大和四座とそれに包含された能楽師は近世には士分格となって脱賤化を果たしたというが、疑問が残る。内裏に入れないという点については、近世においても事情はまったく違わなかったのである。

第二章 命令の理由

本章では、なぜ專業猿樂と河原者の出入りが禁じられたのかという問題に取り組むが、その前に、前章の二つの命令は誰によるものなのかを考えたい。二つの命令に言及する先行研究は多いが、命令の主体について言及したものはない。ただし、「籤が取られた」あるいは「停止された」と受け身の表現が多く見られ、天皇に影響力のある父後小松院、あるいは室町殿（足利義教）の命令であることを想定しているかと思われる⁽²¹⁾。しかし、命じたのは後小松院でも室町殿でもない。この点について参考になるのが次の記述である。やはり、二つの命令と同日のものである。

史料三 『建内記』正長元年六月一〇日条（部分）

禁中泉殿御池中被_レ構_二高亭_一、仍天満宮為_二脚下_一、不_レ可_レ然之処、可_レ被_二切下_一之由有_二□□_一之間、召_二庵主_一（僧也、御庭才学者也）、_一、以_二三条大納言_一被_二仰談_一処、可_レ安也、土用已後可_二沙汰_一之由申_レ之、

禁中折烏帽子輩（隨身・瀧口・主殿官人・膳部等之類也）、堂上（泉殿）事不_レ可_レ然、今度御本復出御已後一向可_レ被_二停止_一之由、有_二御有増_一云々、如_レ此事等被_二思食直_一之条、聖運之表也、

ここでは命令が二つ出されている。内裏の泉殿の池に「高亭」を建設したがために天満宮を見下ろすことになった。よくないと思っていたところ（「高亭」を）切り下げる（低層化する）べしとの指示（叡慮カ）があり、庭師として有能な庵主に依頼したことが一つ。第二に、今回の病気が回復し（泉殿に）出御するようになったら、禁裏に詰めている隨身や瀧口などといった折烏帽子の輩による堂上を禁止するということ。この二つの命令に対して記主時房は、このようなこと

を思い直されたことは、「聖運之表」、すなわち天皇としての自覚の表れだと感想を述べている。

病氣中、天皇は内裏の黒戸という場所にて治療しており、完治したら泉殿に出御することになるので、その時に備えての命令であろう。泉殿は内裏の一部であり、主に遊興的な側面を担っている殿舎である。また、公家社会における「折烏帽子」とは略式の服装に伴う烏帽子である。割注の「瀧口」については清涼殿への堂上は不可とする旨の記述が『禁秘抄』にて確認できる。⁽²²⁾他、「隨身」「主殿官人」以下の者たちが堂上でできない身分かどうか、また彼らが折烏帽子を常用していたかどうかは不明だが、身分が低く、略式の服装を常とする者たちによる堂上が規律のゆるみとして問題視されていたのである。そして、この命令を下したのは「思食直」した主体である称光天皇自身であり、過去の自分の行動を覆す方針を打ち出したのである。

本史料は、実は籤引きの直前に記されている。そして河原者出入り禁止令は籤引きの直後に記されている。すなわち、「高亭」切り下げ・折烏帽子輩の堂上禁止・猿楽参入禁止・河原者出入り禁止の順で時房の日記に記されている。よって、前章の二つの命令は、本史料と同様、天皇自身の命令によるものと考えられる。すなわち、これまでに挙げた『建内記』正長元年六月一日条は、天皇が自分の過去の行動を「思食直」して命じたものと捉えられる。河原者出入り禁止令は応永三四年の命令であるが、同じ趣旨であると時房は理解して、最後に記したのである。

称光天皇は、一連の命令の一カ月前には「御絶入」「御悶絶」という危篤状態にあつた。⁽²³⁾しかし、数日後には持ち直し、六月一日の当日には、近臣の岡崎範景に伊勢参宮を直接命じている。七月二〇日に没する運命であつたが、これらの命令を出すことはじゅうぶん可能な状態であつただろう。

一連の命令は天皇が下したと分かったが、次に、なぜ天皇は「思食直」したのかという疑問が生じる。まず考えられるのは、五島邦治氏という各方面からの説論や批判、次に丹生谷氏という天皇自身の深刻な病状であろう。

応永三二年（一四二五）六月、天皇は内裏に琵琶法師を呼び平家物語を聴聞したいと父である後小松院に相談した。先

例がないからと天皇の願いを却下した院に対して、天皇は「然而當時洞中無先規事繁多也」と院御所においても先例にないことが非常に多いことを指摘し、「於院中無先例題目悉可被停止也」と院御所でも先例にないことをすべて停止するよう院に要求し、さらにその夜には「偏無在位御執心」と出家を企てた。⁽²⁶⁾このときは足利義持が両者の仲介に入りことなきを得たが、このように称光は「先規」「先例」などという理由で納得するような人ではなかった。父院にさえこのように反論する天皇が他人の説得を聞き入れるはずもなく、この出家未遂事件以降、院ですら天皇の行動に対して諦観的であった。二年後、内裏で猿楽を興行したときも、院を含む周囲の批判は承知の上であっただろうし、批判されたからという理由で猿楽を簡単に諦めるような人ではなかっただろう。

天皇は、応永一九年に一二歳で父後小松の禪讓を受け踐祚した。頗る「武勇」を好み「太刀刀弓箭」を用い、意に従わない近臣らを「金鞭」で打擲するほどであり、あまりの乱暴ぶりに義持の指示で内裏小番が強化されたほどである。⁽²⁷⁾しかし、天皇の体は頑健ではなく、同二五年以後たびたび発病しており、同三二年七月、正長元年五月には「御絶人」とまでいわれる状態に陥っている。

応永三二年七月の不予については、石の祟り、「御邪氣」あるいは「天魔」のせいであるという噂があった。⁽²⁸⁾南朝小倉宮による「呪詛」だとして捕えられた人もいた。⁽³⁰⁾「御桶」すなわちトイレでの怪異現象が病の原因だと報告する人もいた。⁽³¹⁾こういった怪異現象に病の原因を求めていた天皇の周囲の者たちは、その対策として、通常の加持祈祷や医師による治療の他に、天皇の告文を宗廟（伊勢神宮と石清水八幡宮）に献じたり、⁽³²⁾神泉苑に舍利を奉納したりした。⁽³³⁾特に宗廟への告文奉納は、二度行われている。⁽³⁴⁾告文奉納は、院政期、堀河天皇の危篤に際しても行われており、⁽³⁵⁾病を治すための古典的な方法の一つであったと思われる。その告文の文面は、当時行われなくなった神事や御拝などの諸事を懈怠なく執り行い、神道を重んじることが検討された。⁽³⁶⁾ここから逆に、神事諸事を懈怠し、神道を軽んじたことが天皇の発病の一因と捉えられていたことがわかる。神道が軽んじられ、神の怒りに触れ、よって病に陥るという図式である。

院政期の永長の大田楽の発生についても同様のことが指摘されている。すなわち、内裏のケガレが神事の遅延・中止を招き、神の怒りを呼び、災害や疫病が発生したと。内裏にケガレが及んだ場合、ケガレを神に及ぼさないために神事を延期・中止する責任が天皇にはあるが、同時に天皇は、災害や疫病といった天譴をいつ蒙っても致し方ない状況に追い込まれるという。

この図式の延長線上に、正長元年六月一〇日条の一連の命令はあるのではなからうか。つまり、禁忌を破ってきた天皇の命によって不浄の者たちが内裏に参入し、分不相応の者たちが堂上したことによって内裏の空間にケガレが満ち、また、天満宮を見下ろす「高亭」を作った不敬によって、神が怒る。神のその怒りは、天皇の身に病という天譴となって降りかかったとみなす考えが、天皇と周囲の者たちに生じた。そこで天皇はようやく「思食直」して、神の怒りを和らげるために内裏を以前のような清浄な空間に戻すことに努め、健康な状態に戻ったら天皇として慎みある行動をとると誓った。それが六月一〇日の一連の命令の真意なのではないか。

ただし、專業猿楽の出入りについては籤で決めたことから、他の三つの命令と比較して、天皇自身、完全に「思食直」すまでには至っていないと考えられる。様々な先規・先例に反する行動をとってきた称光は、病を治すためにそれらの行動を改めることを誓ったが、称光にとって專業猿楽はおそらく最後に残された唯一の楽しみであっただろう。一方で、專業猿楽を病の一因とみなす周囲の批判、病を治したいという希望も相俟って、籤に最後の望みを託したのかも知れない。

一連の命令は病氣平癒のためであると述べた丹生谷氏は、同時に、それらは一時的な命令であり、七月二〇日に天皇が没した後は河原者や（專業）猿楽の出入りは可能だったはず、とも述べている。⁽³⁸⁾確かに、病氣平癒のために天皇本人が命じたものであるから、天皇没後、命令が無効になるということは考えられないことではない。しかし、そもそも、こういった命令が出されること自体異常なことだったのではないだろうか。一連の命令は称光が自己の新儀や逸脱を反省した

ものであり、天皇が亡くなったからといって、次代の天皇がすぐさま河原者や專業猿樂を再び内裏に参入させたり、「折烏帽子輩」を堂上させたり、「高亭」の高さを元に戻したりするようなことは考えにくい。

丹生谷氏は、天皇没後、河原者が内裏に参入した証左として、永享一〇年（一四三八）六月、「禁裏御庭者」が内裏で窃盗を働いた罪で内裏の出入りを禁止され、かわりに「市」という者が「御庭物」になったという一件を呈示した⁽³⁹⁾。氏は、「御庭者＝河原者」という前提で論をすすめる、ゆえに「市」なる者も河原者であると断定している。しかし、「市」は伏見宮貞成にも仕えており、正月には貞成亭に千秋万歳の祝言に現れている⁽⁴⁰⁾。中世後期、千秋万歳は声聞師の芸であり、「市」は声聞師であると考えざるべきであろう。杉山氏・盛田嘉徳氏・源城政好氏も「市」は声聞師であるという見解である⁽⁴¹⁾。新たに内裏の庭仕事についた声聞師「市」は、半年後に「御庭物市」と称されている⁽⁴²⁾。以上のように「市」については、天皇没後、河原者が再び内裏に参入したことの証左とはならない。前述の大黒の例も含めて、内裏の御庭者は河原者ではなく声聞師である可能性が高い。「市」の前任者も同様である。

ただし、丹生谷氏が述べるように、寛正七年（一四六六）には内裏の鞠の懸の木の植樹について「河原者」二〇人を動員せよとの命令が出ており、永正年間には「河原者小五郎」が「禁裏御庭者小法師」と記されている例も見受けられる⁽⁴³⁾。天文一三年（一五四四）四月には「河原者七人」が儀定所の作庭に関与していることが確認でき、さらにまた、近世初期の『後水尾院当歳年中行事』には、河原者の内裏参入は認めるが「火の物」は食べさせないという内容の条文がある（後掲史料五）。これらのことから、河原者の技術は内裏においても必要とされ、時には内裏参入を許可されたのであろう。しかし、「火の物」を食べさせないとの条件は、河原者の持つケガレに伝染しないための予防措置である⁽⁴⁴⁾。京都から声聞師がいなくなるなか、河原者の参入を認めることは内裏にとつて苦渋の決断だったことが窺える⁽⁴⁵⁾。

第三章 『禁秘抄』と猿楽

猿楽に対する内裏参人の禁は古く、順徳天皇の手になる『禁秘抄』にも記されていた。

史料四『禁秘抄』「可_レ遠_二凡賤_一事」⁽⁴⁸⁾

天子者殊可_レ被_レ止_二御身劣_一、(中略) 凡卑限_二六位藏人・下臈女房_一也、有_レ芸者依_二其事_一近召事近代多、如_二寛平遺誠_一不_レ可_レ然、況如_二猿楽_一参_二庭上_一可_レ止事也、

特に天皇はその身体を卑しめてはならない。(そのためには) 六位藏人・下臈女房以下の身分の者を近づけてはならない。芸ある者は、それによって(天皇の) 側近くに召されることが最近は多いが、「寛平遺誠」にあるようによくないことである。ましてや猿楽のような者が庭に参上することなど停止すべきである、とある。

中世前期と後期の猿楽では、存在形態も芸能のあり方も異なっているが、猿楽という身分を内裏に入れてはならないという姿勢は満濟や時房の考えと同じである。とはいえ、『禁秘抄』は内裏のあるべき姿を提言し、原則を示しているのである。実際には、内裏に猿楽を召した例が存在する。その最初は後白河天皇であり、のち高倉、後鳥羽の例もある。そうした先例を非難する意味を込めての順徳の主張であろう。

『禁秘抄』の後、寛喜二年(一一三〇)、後堀河天皇が内裏で猿楽(「昼呪師」)を開催している。⁽⁴⁹⁾ 開催の二日前、「先例不吉」という「巷談」を聞いた天皇は猿楽を中止しようかと関白九条道家に相談した。道家は「保元之例非_二不吉_一」の^{後白河天皇}で開催すべきと天皇に返答した。それを聞いた藤原定家も、そもそも「叡慮之御好」、すなわち天皇の要望があったから

開催することになったのだと道家を支持し、西園寺公経は、不吉を唱える「雑人之難」に従って中止するのは見苦しいという意見であった。当日に地震が起き、猿楽開催が原因だと世間で取り沙汰されることを定家は危惧したが、宮廷には、不吉なので原則を守るべしという保守的な貴族がいる一方、天皇の「御好」次第だとする貴族もあり、絶対的なルールとはいえなかった。

秋山喜代子氏は、猿楽が内裏に入るのは『禁秘抄』にあるように原則として禁止でありながら、後白河が天皇在位中から猿楽を内裏に入れ猿楽に興じたのは、後白河の個性であると評価した⁽³⁰⁾。專業猿楽を内裏に入れた称光も、後白河と同様に个性的であったといえるだろう。また氏は、中世後期以降、内裏で猿楽者が排除されたのは、芸能民への卑賤視が強まる時代背景のなかで考える必要があるとも述べておられる。しかし、称光のように个性的な天皇が出現すれば、原則禁止というルールに違反してでも專業猿楽が内裏に入る余地は、中世後期にもあったのである。

ところで、『禁秘抄』は鎌倉後期以降、天皇家の人々や廷臣らの間で広く知られていたと所功氏は述べている⁽⁵¹⁾。応永三年一〇月、称光天皇の出家未遂事件の四カ月後、義持が参内するにあたって、称光は、後鳥羽が着用したという「御綾并志々良練貫」の小袖を着用したいと後小松院に申し出た。その小袖を後鳥羽が着用した旨は『禁秘抄』に記されており、天皇はそれを読んだのであった。院の返事は、確かに後鳥羽はその小袖を着用したが、以後は停止すべきであるとして、『禁秘抄』にある、だが好きなようにしなさい、というものであった⁽³²⁾。院の諦観ぶりが表われているが、ここで注目しているのは天皇も院も『禁秘抄』を読んでいたことである。そして、天皇は順徳が否定した後鳥羽の行動を真似たがっている。專業猿楽や河原者を内裏に出入りさせ、折烏帽子輩を堂上させ、発病以前は頻りに「武勇」を好んだという天皇は、総じて、後鳥羽的な行動を好んだといえるだろう。おそらく天皇は、『禁秘抄』についても承知の上で、猿楽を興行したのである。

そして天皇は、「去年」すなわち応永三四年に、今度は一転して順徳の主張に沿うかのように、河原者出入り禁止令を

出すのである。その時期は、早くとも二度めの猿樂興行があった五月六日以降である。籤引きや折烏帽子輩の堂上禁止の背景には天皇の深刻な病状があるので、河原者出入り禁止令の発令も同様に、天皇の病状が深刻だった時期が相応しい。記録によれば天皇は同年冬からまた不_レ予となっていたので、同三四年のなかでも冬の可能性が高い。

專業猿樂が河原者と同様に不_レ浄とみなされ、病の原因とみなされていたことは第一章・二章で見た。そしてそれは『禁秘抄』でも確認できる。冒頭に「為_レ止_二御身劣_一」とあって、さらに「況」という表現から、天皇の身体を穢す最たるものとして猿樂が挙げられているという印象が強い。專業猿樂を河原者と同列視した時房の思考は、『禁秘抄』の時代から変わらぬ考え方だったのである。

ただし、これまで留意してきたように、專業猿樂が不_レ浄ゆえに内裏参入を禁じられるという原則はゆるやかなものであり、絶対的なものではなかっただろう。天皇の「御好」次第で、專業猿樂の出入りは可能だと考える貴族の存在も確認できた。

だが、称光没後この原則は貫かれ、そして近世にいたっても変わることはなかった。その理由は不_レ浄以外であると筆者は考えているが、それについては後に述べる。

近世初期の後水尾院は、『禁秘抄』と後醍醐の『建武年中行事』を参考にして『後水尾院當時年中行事』を記している⁽⁵⁴⁾。そこには『禁秘抄』が多く引用されており、『禁秘抄』と同様、猿樂の内裏参入禁止が盛り込まれている条文がある。

史料五『後水尾院當時年中行事』下

一、猿樂ハ宮中に入_レず。但道の者にあらざるハ参る事常の事なり。幸若・大_(頭)かしら等のま_(舞々)ひく又くるしからず。此
外座頭・鉢たき・門説経・うた念仏・八_(丁)ちやうかね・せ_(節)きそ_(季)ろ・鳥_(追)おひ・む_(胸)ねたき等の乞_(る)食_(る)る_(る)参_(る)ら_(る)ず。河原
のものハ参れと火の物ハくはしめ_(る)す。

猿楽は内裏に入れない。ただし「道の者にあらざる」芸能者は常に参入しているとある。幸若・大頭などの舞々もまた内裏に入ってもかまわない。このほか座頭・門説経・鉢叩・歌念仏・八丁鉦・節季候・鳥追・胸叩などの乞食の類は内裏に入れない。河原者は内裏に入れるが「火の物」は食べさせない、とある。

(專業)猿楽は内裏に入れないが「道の者にあらざる」芸能者の内裏参入は問題ないのである。また、「幸若・大頭等の舞々」とは声聞師のことであり、「道の者にあらざる」者に含まれていると解釈できる。「道の者」とは山路氏がいうところの「道々の芸能者」あるいは「專業芸能者」のことを指し、專業猿楽ももちろん含まれる。「道の者」は内裏からは排除され、声聞師らの芸能者(山路氏によれば「手の芸能者」)は排除されないという関係は、第一章で考察したことと同じであり、近世初期にも継承されている考えだとわかる。『禁秘抄』が示した原則は、満濟や時房、正長元年の籤の結果、および『後水尾院當時年中行事』に引き継がれ、天皇家および廷臣らの規範として、中世から近世にかけて影響を与え続けてきたと考えられる。

本稿では、内裏という場限定して声聞師と專業猿楽とを比較し、前述の結論を得たが、ではなぜ、專業猿楽は室町殿や院御所への出入りに支障なかったのかとの疑問が浮かぶであろう。室町第は、殺生を生業とする武士の政治拠点であり、ケガレを忌避する感覚が薄かったと思われる⁵⁵。院御所については、内裏という束縛多き場から脱出するための空間であったことを考慮すれば、内裏よりもケガレに対して寛容なのは当然である。また院御所は、後白河院の長講堂の例など仏教的空間という要素が強く、院は仏事体系の中心に位置したのであった。⁵⁶一方、内裏は内侍所はじめ神事的空間という要素が強く、天皇は神事の主体であるために不浄を忌み嫌うのである。

また、そうした内裏の空間が中世後期の人々にとってどのように受け止められていたのかも問題となる。武家は專業猿楽、禪僧、河原者などを重く用い、後小松院の御所には琵琶法師も專業猿楽も頻繁に出入りしている。專業猿楽や河原者

を排除する内裏の慣習は特殊なもので、中世後期の社会において必ずしも一般的ではなかったと思われるからである。しかし、内裏参入の可否、あるいは堂上の可否は、身分の上下関係の根幹を示すものである。「道の者」である專業猿楽が原則として内裏に参入できず、「道の者にあらざる」声聞師が出入りできることは、声聞師と專業猿楽は互いに異なる身分であり、かつ、專業猿楽の方がより卑賤視されていたことを端的に示しているといえよう。

第四章 足利義教と猿楽

内裏という場をめぐる專業猿楽と声聞師との関係を扱った前章までと異なり、ここでは視点を変えて、六代將軍足利義教と專業猿楽との関係を見ていきたい。

義教は專業猿楽とくに觀世座の元重（音阿弥）の芸を愛したことで有名である。義教は、青蓮院義円時代には当初、摂津猿楽の榎並座を最眞にしていた。⁵⁷しかし、応永三四年四月には元重の勸進猿楽を義円が「内々御結構」したことが確認できるので、遅くともそれまでには、最眞の対象を榎並座から元重に変えていた。翌年四月五日、義持の跡を継いで初めて室町第で行われた猿楽は元重によるものであり、その禄物は五万疋という高額なものであったことから、元重愛好は周囲の知るところとなったであろう。

そして、猿楽は単に、義教の個人的な趣味にとどまったわけではなかった。次にあげる史料は、義教の護持僧、醍醐寺三寶院満済が猿楽に対する考えを述べたものである。

史料六 『満済准后日記』 正長元年六月一七日条

今日参^(義教)御前、種々御閑談在^レ之、其次方々鷹流布以外不可^レ然之由申入間、御同心也、尤珍重、今日自^(畠山満家)管^(管)領^(領)

申入旨在^レ之、使者遊佐參申了、仍対面、其次二鷹事・猿楽興盛兩条無^レ勿体^レ之由予意見分申了、管領立帰兩条可^レ令^レ存知^レ之由申、珍重珍重、

満濟は、あちこちで「鷹」が流行しているのはよくないと義教に進言し、義教はそれに同意している。ついで、管領畠山満家の使者遊佐と対面し、用件のついでに、「鷹」と猿楽の流行がよろしくない旨を伝え、管領はそれに承知したという内容である。

ここでいう「鷹」とは、鷹を使って小動物や鳥類を狩る鷹狩りのことである。鎌倉時代末期には、殺生禁断令として「鶉・鷹・狩猟・漁網等」が取り締まりの対象となっていた。⁽⁶⁰⁾「狩猟」「漁網」と並列される「鶉」は鶉を使って魚を捕る鶉飼いのことなので殺生禁断令の対象となっている。「鷹」も単に鷹を飼うだけでは殺生にはあたらない。鷹を使って狩りをするから殺生禁断令の対象となったのである。「鷹」一語で鷹狩りを意味すると確認できる。

森末義彰氏および能勢朝次氏は、この史料について、義教の猿楽愛好が行き過ぎたものであるので世間での流行に託して満濟が義教を暗に諫めたものと解釈し、その解釈が今日まで定着している。しかし、義教は義持の跡を継いでまだ五カ月である。これ以前に室町第で興行された猿楽は四月五日と六月一二日の二度のみであり、⁽⁶²⁾諫められるほどの回数ではない。では、猿楽と並列されている鷹狩りはどうなのか。室町時代における鷹狩りの史料はきわめて乏しく軽々に断定はできないが、これ以前に義教が鷹狩りを行った形跡は見出せず、少なくとも満濟に諫められるほど度を超して愛好していたとは考えにくい。

では満濟は、義教と満家に何をいわんとしているのか。この疑問について考える上で手掛かりとなるのは鷹狩りである。狩猟が単なる娯楽やスポーツである以上に、権力の象徴であるということはつとに指摘されており、中でも鷹狩りはその最たるものである。⁽⁶³⁾満濟が言いたいのは、室町殿の許可もないのに、あちこちで勝手に鷹狩りをしているのはよくな

い、もしくは室町殿の許可なしに鷹狩りをしてはいけないことであろう。そうだとすると、鷹と並列されている猿楽も鷹狩りと同様、室町殿のみに許される芸能、室町殿の許認可が必要な芸能と満済は捉えているのではないか。これは鷹狩りと猿楽を権力の象徴として室町殿の管理下に置こうとする幕府の動きと解釈できるだろう。前半部分、すなわち義教との会話のなかに猿楽の文字がないのは、これ以前に義教との間に了解が成立していたからであろう。

五島氏によれば、声聞師小犬に対する幕府の一連の圧迫は宝徳二年（一四五〇）にはじまるという⁽⁶⁴⁾。また、文正元年（一四六六）には面着用の罪で観世・金春座に訴えられ、小犬は投獄される⁽⁶⁵⁾。こうした小犬への対応は、脇田氏が主張するように、幕府の保護・管理下にある專業猿楽の営業権侵害に対して行われたものであり、專業猿楽と幕府とが協力関係にあったことを示しているだろう⁽⁶⁶⁾。

しかし、室町第での松拍を声聞師から観世座に交替させたのは永享二年（一四三〇）ごろであるし、同九年には小犬が室町第から追い出され、門番らに打擲されるという事件があった⁽⁶⁸⁾。義教のころからすでに声聞師に対する幕府の態度は冷たかった。このような義教の声聞師に対する態度は、史料六の鷹・猿楽統制令に則したものと考えられる。五島氏は、八代義政・九代義尚のとき、元重（音阿弥）没後の役者不在を補填するため金春座や宇治座などから役者を観世座に引き抜いた点、諸大名に各々最員の座があつて、座員が諸大名の被官のように活動している点を指摘したが、これらの現象は幕府による專業猿楽の管理、許認可制度にもとづくものと考えられる。そして、『満済准后日記』の記述をそのまま受け取れば、專業猿楽を幕府管理に置くことを発案したのは、猿楽好きの独裁者という評価の義教ではなく、満済である可能性が高い⁽⁷⁰⁾。

永享五年（一四三三）四月二一日から糺河原で義教主催で勸進猿楽が始まったが、この時の大夫は観世元重で、「御代初度勸進申楽」と称された⁽⁷¹⁾。義教は、二カ月前から義満の時の勸進猿楽の資料を参考にしつつ入念な準備を行っており、その意気込みのほどが推測できよう。寛正五年（一四六四）、義政のときにも、同様の勸進猿楽が行われたが、季瓊

真蘂は「三日河原勸進快晴、昨日又晴、而棧敷悉壞取之也、今晨天降雨、是時節得^レ利、公方御威勢人又服、天又感也」⁽²⁾と、順天にめぐまれたことさえも義政の「御威勢」によるものと大げさに記している。この時の大夫は観世政盛であったが、父元重も老齢ながら脇を固めていた。「御代初度勸進申樂」は、幕府と、その管理下にある專業猿樂の代表者、観世座との政治的な演出という一面があったといえる。

第五章 後小松院と猿樂

以上のような幕府の動きにもなつて、後小松院の御所における猿樂興行に変化が生じた。【表二】は後小松院の御所における猿樂興行についてまとめたものである。義教が室町殿になる以前には、頻繁に猿樂が開催されていることが一目瞭然ではある。

【表二】 後小松院御所における猿樂興行

年月日	演者	備考	典拠
応永二十二年二月一〇日	日吉座		満濟准后日記
応永二十二年二月一九日	日吉座		満濟准后日記
応永二十三年三月九日	梅若座		看聞日記
応永二十六年二月一三日	梅若座		看聞日記
応永二十六年六月八日	?		康富記
応永二十七年閏正月二八日	梅若座		看聞日記

応永二七年四月一日	梅若座	義持院参	看聞日記
応永二七年四月三日	?		薩戒記目録
応永二七年七月五日	?		薩戒記目録
応永二七年一月一九日	?		薩戒記目録
応永二八年三月七日	?		薩戒記目録
応永二九年二月七日	?		兼宣公記
応永二九年二月二一日	?		兼宣公記
応永二九年三月五日	?		康富記
応永二九年四月一日	?	義持院参	看聞日記
応永二九年四月二五日	?	義持院参	後鑑(春の夜の夢)
応永二九年六月二日	梅若座	義持院参	看聞日記・兼宣公記
応永二九年六月二五日	梅若座	義持院参	兼宣公記
応永二九年二月二九日	梅若座	義持院参	兼宣公記
応永三〇年二月二九日	梅若座	義持院参	看聞日記
応永三〇年三月二日	梅若座	義持院参	兼宣公記
応永三〇年三月一六日	?	義持院参	滿濟准后日記
応永三〇年五月一八日	?		兼宣公記
応永三〇年六月一五日	梅若座	義持院参	滿濟准后日記
応永三〇年六月一八日	梅若座	義持院参	滿濟准后日記
応永三一年二月一三日	?	義持院参	滿濟准后日記
応永三一年五月一八日	日吉座	義持院参	兼宣公記
応永三一年三月二六日	?		兼宣公記

応永三三年三月二七日	?		兼宣公記
応永三二年三月二九日	?	義持院参	兼宣公記
応永三一年五月一八日	日吉	義持院参	兼宣公記
応永三一年六月一〇日	日吉	義持院参	兼宣公記
応永三一年一〇月二日	?	義持院参	薩戒記目録
応永三一年一〇月三一日	?	義持院参	薩戒記目録
応永三二年六月一日	?	義持院参	兼宣公記・薩戒記
応永三二年六月二日	?	義持院参	兼宣公記・薩戒記
応永三二年六月一五日	?	義持院参	薩戒記・薩戒記目録
応永三二年閏六月二七日	?	義持院参	薩戒記
応永三二年七月三日	?	義持院参	薩戒記
応永三二年七月九日	?		薩戒記
応永三二年七月二一日	?		薩戒記
応永三二年八月二九日	日吉座	義持院参	兼宣公記
応永三二年九月一八日	?	義持院参	薩戒記
応永三二年九月二四日	日吉座	義持院参	兼宣公記
応永三三年一〇月三日	?	義持院参	兼宣公記・薩戒記
応永三三年三月五日	?		薩戒記
応永三三年四月一日	?		薩戒記
応永三三年四月一三日	?		薩戒記
応永三三年五月九日	?	義持院参	薩戒記
応永三三年五月一九日	?		薩戒記

永享五年正月二九日	觀世座	義教院參	看聞日記・薩戒記
永享五年正月一日	?	義教院參	滿濟准后日記
永享四年正月三〇日	觀世座	(義教院參)※	看聞日記
永享四年正月一日	觀世座	義教院參	滿濟准后日記など
永享三年正月二九日	?	義教院參	滿濟准后日記
永享三年正月一日	觀世座	義教院參	滿濟准后日記など
永享二年六月一日	觀世座	義教院參	滿濟准后日記
永享二年正月二九日	?		薩戒記目録
永享二年正月一日	觀世座(元重)	義教院參	滿濟准后日記
正長二年五月一九日	(觀世元重カ)		薩戒記目録
正長二年正月一日	觀世座(元重)	義教院參	滿濟准后日記・薩戒記
永永三五年正月一四日	声聞師小犬		建内記
永永三四年八月一〇日	?		薩戒記目録
永永三四年七月四日	?		兼宣公記
永永三四年五月八日	?		兼宣公記
永永三四年二月五日	?		薩戒記目録
永永三四年二月一日	?		薩戒記目録
永永三三年六月九日	?	義持院參	薩戒記

※永享四年正月三〇日は、義教が院參する予定であったが、「子細」あって不參だったという。

正確に把握するため、義教以前の五年間(永永三〇年～三四四年)と、以後の五年間(正長二～永享五)を比較しよう。以前には三八回猿樂が興行されたのに対し、以後には一回と三分の一以下に減少している。そして、以前の三八回の興

行のうち、義持の院参があつたのは二一回で全体の六割程度に止まるのに対し、以後は一回のうち、義教の院参は九回で九割近いことが確認できる。日程に関しても、以前の興行は不定期だったが、以後は正月の一日と月末と固定されている。さらに、不明なものが多いが、以前の演者は梅若座が四回、日吉座が五回であるのに対し、以後は不明の三回以外はすべて観世元重である。

こうした変化を踏まえた上で、正長二年（一四二九）五月に院御所で開催する予定だった猿楽について見てみたい。このとき、義教の命令で演者が変更されており、片桐登氏が『満済准后日記』の紙背文書を用いて詳細に論じている。⁽⁷⁾ 経緯はこうである。院が満済を通じて義教に観世座の院御所での公演を申し入れたが、義教はこれを観世元重と「雖^レ何時^レ可^レ被^レ召進^レ」と快諾。ところが翌日になつて院の所望は元重ではなく大夫の観世元雅と父世阿弥であることが判明し、義教は「兩人不^レ可^レ被^レ召」と兩人の出演を認めなかつたという。満済ら仲介者が、演者の確認を怠つたことと、義教による世阿弥父子への冷遇を深刻に受け止めていなかったことがこの問題の原因、と氏は解釈している。

以上のように「雖^レ何時^レ可^レ被^レ召進^レ」および「兩人不^レ可^レ被^レ召」といった義教の言から、少なくとも観世座については、世阿弥父子であれ元重であれ、義教の配下にあつて義教の許可なしには院御所においても上演できない状況がすでにできあがつていたことが判明する。片桐氏は、院御所における猿楽興行が義教の制約を受けたことを推測しておられるが、そう断定しても構わないであろう。

この四ヶ月前、年始院参の日に観世元重による猿楽が行われたが、それが次の史料である。

史料七『薩戒記』正長二年正月一日条

伝聞、今日於^レ仙洞^レ有^レ猿楽^{（義教）}、自^レ左典^{（義教）}既^レ被^レ献^レ之、号^レ観世三郎^{（元重）}、典^レ既^レ殊^レ御自^レ愛之上^レ手也、仍^レ自^レ院^レ被^レ仰^レ可^レ有^レ御覽^{（者）}之由^{（者）}云々、近^レ習^レ卿相^レ雲客^{（者）}無^レ殘輩^{（者）}参^レ入^{（者）}云々、於^レ予^{（者）}今^{（者）}失^レ出仕^{（者）}之羽^{（者）}翼^{（者）}、蟄^レ居^{（者）}蓬^{（者）}華^{（者）}不^レ臨^{（者）}其^{（者）}砌^{（者）}、不^レ幸^{（者）}微^{（者）}官^{（者）}勿^{（者）}

論歟、凡今日事有_レ所_レ思人々_レ行之_二云々、所_レ推、公武御庶機只在_二此事_一、仍為_レ申_レ媒歟、珍重々々、

年始の義教院参の場において元重による猿楽が行われたが、それは義教が特に元重を最肩にしている由を聞いて、院の方から「可_レ有_二御覽_一」、つまり「見たい」と義教に伝えて興行されたのであった。記主の中山定親は、皆が参加したという晴れやかな場に参加できなかった蟄居中の身の不幸を嘆きつつ、今回の猿楽は、元重による猿楽こそが公武融和の最善の方法と考える人々によって仲介され、実現したのではないかと推測している。

前年の十一月、院が鎌倉公方の足利持氏に將軍宣下を下すのではないかとという風聞があり、院と義教が緊張関係にあつたらしいことが今谷明、瀬田勝哉、新田一郎氏らによつて指摘されている。⁽⁷⁶⁾すなわち、浮説ではあるが「武士奉_レ困_二仙洞_一」という緊迫した状況であつたらしい。⁽⁷⁶⁾このような政治状況の下で猿楽が興行されたわけだが、「公武御庶機只在_二此事_一」とあることから、武家との緊張を緩和するためには元重による猿楽しかないという公家側の切迫した状況が見られる。院が、観世元重の猿楽を「可_レ有_二御覽_一」と言ひ出したのは、後小松の側から関係修復の申し出を義教に伝え、おもねつたことを表しているだろう。一方義教は、いまだ元服も將軍宣下も伴つておらず政治的に不安定な立場であつたが、これを機に、より有利な立場で後小松との関係修復を図つたと考えられる。本史料から、いかに義教が元重を取り立てていたかがわかり、それを公家側も充分承知していたことがわかる。「御代初度勸進申楽」をあわせ考えると、元重の舞台は、政治的な役割を担つたものと捉えることができる。前述したように、その四カ月後には、後小松は院御所における世阿弥父子の猿楽を要請したが義教に演者を変更されていた。正長二年の年始院参の猿楽を機に、院の思い通りに猿楽を興行できない状況が生じ、前年の鷹・猿楽統制令は院御所にまで波及したといえる。

以後、中世では後崇光、後花園の院が存在するが、【表三】【表四】にみえるように、その院御所での猿楽公演はいずれも室町殿院参の日に限定されている。まず後崇光院の猿楽興行の演者は、すべて不明だが、おそらく観世座に相違ないだ

ろう。次に後花園院については、ほとんどすべての興行が観世座によるものと判明する。一度だけ女猿楽が演じているが、その一カ月前にこの女猿楽は室町第で観世座と共演していることから、義政の推挙によって興行が実現されたものと考えられ、後花園主導で興行されたわけではない。次の史料は、後花園が院となって初めて御所で催した猿楽について記している。

【表三】後崇光院の御所における猿楽

年月日	演者	備考	典拠
享徳元年三月二二日	?	義政院参	師郷記
享徳二年二月二三日	?	義政院参	師郷記
享徳三年三月一八日	?	義政院参	師郷記
康正元年三月一五日	?	義政院参	師郷記・康富記
康正二年三月四日	?	義政院参	経覚私要鈔

【表四】後花園院の御所における猿楽

年月日	演者	備考	典拠
寛正五年一月九日	観世座	義政院参	蔭涼軒日録
寛正五年一月二四日	観世座		蔭涼軒日録
寛正六年二月二八日	観世座	義政院参	蔭涼軒日録・親元日記
寛正六年三月九日	観世座	義政院参	蔭涼軒日録・親元日記
文正元年二月三日	観世座	義政院参	蔭涼軒日録・後法興院記
文正元年閏二月一日	?	義政院参	後法興院記
文正元年閏二月一八日	女猿楽		後法興院記

応仁元年二月二七日	?	義政院参	後法興院記
応仁二年三月二七日	観世座	義政院参	山科家礼記

史料八『蔭涼軒日録』寛正五年十一月九日条

御院参四鼓刻、観世勤_レ申_レ楽_一（音阿勤_レ之_一）、（後花園）仙洞様始被_レ御覧_一、仍可_レ被_レ達_一年来御願望_一也、

足利義政が院参し猿楽が興行されたが、院は初めて元重（音阿弥）の猿楽を見たとある。したがって、【表一】にある演者不明の猿楽は少なくとも観世座によるものは一度もないと判明する。記主季瓊真薬は最後に、よって「年来御願望」を遂げられるであろうと結んでいる。「年来御願望」とは、元重の猿楽を見たいという院の願望を指すと思われるが、小犬一派を最肩にしていた院が実際そのように考えていたかどうかは定かではなく、⁽⁷⁸⁾記主の勝手な推測と考えられる。仮に、実際に院がそのような考えを幕府側に示したとしても、それは幕府に対する追従であろう。

また、翌年二月に院御所で開催された猿楽の場合、演目の決定もそれを観世座に伝達することも武家側で行われており、⁽⁷⁹⁾院御所での猿楽は演者のみならず演目も幕府側が決めていたことがわかる。大谷氏は、室町時代には院御所への四座出勤がめずらしくなかったと述べたが、それは義教が室町殿になる以前の状況である。義教が室町殿となつてからは、院御所での猿楽の演者は観世であることが前提となり、幕府主導で成り立っていたのであった。

さて、專業猿楽と内裏との関係に立ち戻れば、さきに、称光天皇没後においても專業猿楽がまったく内裏に入れなかったのは、專業猿楽が不浄であること以外に理由があると述べた。それは幕府が專業猿楽を管理下においたことである。院御所と同様、内裏で專業猿楽が興行するに際しても室町殿の許可を求めねばならなかったであろう。また、專業猿楽の内

裏参人は原則禁止という『禁秘抄』以来の考え方もある。正長元年六月一七日以降、内裏で專業猿樂がその芸を披露するには二重の障害があったといえる。後花園の在位中に興行された猿樂のうちには演者不明のものが多くあったが、それらは観世座でなかっただけではなく、他どの專業猿樂でもなく、声聞師などの手猿樂であったと考えられる。

おわりに

ここまで、『建内記』正長元年六月一〇日条の全体的な分析、『満濟准后日記』同年六月一七日条の捉え直しを軸にして、同年における專業猿樂が置かれた立場の変化について述べてきた。以下に時系列で結論を述べ、終わりにしたい。

順徳院は『禁秘抄』のなかで、内裏の庭に專業猿樂が参入することを止めるべきだと主張した。この主張には、後白河、高倉、後鳥羽が内裏に專業猿樂を呼び入れた事実を非難する意味が込められている。また、順徳が、專業猿樂は天皇の「御身」の「劣」を招く最たるものであると認識していたことも窺える。のち、寛喜二年（一二三〇）に後堀河が專業猿樂を内裏に召した。その際、天皇の「御好」次第では可能だと考える貴族もいたことがわかり、絶対的なルールとはいえなかったが、以後、称光天皇の応永三四年にいたるまで專業猿樂の内裏参入は確認できない。

称光天皇による猿樂開催の翌年、正長元年六月一〇日、天皇の命令によって籤が引かれ、專業猿樂の内裏参入は禁止された。内裏に專業猿樂が参入することは、河原者が内裏に参入することと同様、天皇の身に不浄が及ぶことに繋がり、やがては災害や疫病という災いを招くとみなされていた。応永三四年の猿樂興行の場合、災いは天皇自身に病となって降りかかったとみなされ、天皇は自身の健康を取り戻すため、過去の行動をくつがえし、他二つの命令とともに河原者の内裏参入を禁止した。專業猿樂に関しては、おそらく天皇自身が猿樂を強く好んだため、籤引きで神意を問うことにしたが、結果的に「停止」の籤が出たことによって、河原者と同様、病の一因とみなされて内裏参入が禁じられたのであった。ま

た、これら一連の命令は天皇が自身の新儀・逸脱を反省したものであったから、命令を下した本人が死去したからといって解除されるような性質のものではない。原則として禁止されるべき事柄であったことは、『禁秘抄』の時代から変わらぬ通念であったと考えられる。そうした通念に反してまで專業猿楽による興行を強行した点において、称光は、後白河と同じく個性的な天皇であったといえよう。

籤から一週間後の六月一七日、満濟の提案によって幕府は專業猿楽と鷹狩りを管理下においた。それまで自由に猿楽を興行していた後小松院は大きな制約を受けることになり、また、盛んに猿楽を演じていた声聞師は次第に幕府から圧迫を受けるようになった。幕府による院御所への制約は内裏にも波及し、以後、仮に称光や後白河のような個性的な天皇が現れたとしても、幕府の管理下にある專業猿楽が内裏に参入することは不可能になった。

称光の死後に即位した後花園は、在位中、声聞師による猿楽をたびたび興行した。声聞師が内裏で猿楽を演じるようになったのは、実父貞成の影響で声聞師の小犬を最厚していた事情もあるが、專業猿楽が内裏に入れないことの裏返しのような象でもある。声聞師（散所者）は、專業猿楽や河原者と異なり、御庭者として内裏に参入できる身分であり、彼らよりも不浄の度合いは弱かったと考えられる。後花園在位中の後半には町民による手猿楽が行われるようになる。これは、幕府の力によって声聞師の猿楽が次第に劣勢になり、ついに小犬が投獄されるに及んで、京都の声聞師は猿楽から曲舞に芸を變更したと、猿楽を享受する階層が都市民にまで拡大したことが理由である。

後陽成天皇の文禄二年（一五九三）には観世らの座が内裏で猿楽を演じたが、これは後陽成の意志ではなく、自らも能を演じた豊臣秀吉の個性によって成されたことである。⁽⁸⁾その後、近世以降も專業猿楽が内裏に入れなかった理由は、中世と同じである。專業猿楽が江戸幕府の管理下にあったことと、不浄な存在である專業猿楽を含む「道」の芸能者が内裏に入ることは原則として禁止されていたからである。

(1) 山路興造氏は、猿楽を含め、諸芸能を本業とする者たちを「道々の芸能者」あるいは「專業芸能者」と呼んでおり、五島邦治氏は、猿楽を本業とする者たちを「專業猿楽」と呼んでいる。本稿においては、手猿楽と区別する必要上、観世座など猿楽を本業とする者たちについて、五島氏の「專業猿楽」という用語を用いることとする。

(2) 文明以後の内裏における手猿楽興行については、能勢朝次「手猿楽考」(『能楽源流考』岩波書店、一九三八年一月初版)、五島邦治「文明年間の内裏手猿楽」(『芸能史研究』一一三号、一九九一年四月)、および小森崇弘「後土御門期の禁裏における猿楽興行の諸様相——公家集団の申沙汰を中心に——」(『芸能史研究』一六九号、二〇〇五年四月)を参照。

(3) a 「非人・河原者・散所」(身分・差別と中世社会) 塙書房、二〇〇五年六月、初出一九九四年)、b 「中世河原者のくらし」(同書所収、初出二〇〇〇年)。

(4) 「中世芸能座の構造と差別」(『周縁文化と身分制』思文閣、二〇〇五年三月)。脇田氏は、文明年間ごろまでに、猿楽は声聞師の枠から脱し、興行権のみ支配される関係になったと述べたが、猿楽が「芸能七道者」として声聞師に「自尊」される関係は、そもそも猿楽が声聞師の下位に位置する身分であったことを示していると考ええる。

(5) 『翁の座』平凡社、一九九〇年三月。

(6) 五島氏は、内裏で猿楽を興行した称光天皇に対する批判がこの籤を生み、以後の内裏における制約の一つになったと述べている(註2五島論文)。大谷節子氏は、この籤は(專業)猿楽の内裏参入の禁止を明文化した性質のものではない、としている(『近世禁裏仙洞能一見』(『芸能史研究』一一三号、一九九一年四月)。丹生谷哲一氏は、天皇の御悩平癒のためにとられた臨時措置であると述べている(註3)。森田恭一氏は、專業猿楽の猿楽ではなく、声聞師の猿楽を禁じたものと解釈している(『中世猿楽者の存在形態』(『大乘院寺社雑事記研究論集』第一卷、和泉書院、二〇〇一年二月)。このように統一の見解がない現状である。

(7) 五島氏は、室町幕府は観世座を通じて大和四座を支配していたと述べ、その支配の仕組みの成立過程については、四代將軍義持から八代將軍義政のときにかけて、將軍臨席の四座合同の猿楽を機に、次第に確立したと推測している(『室町幕府の式楽と猿楽の武家奉公』(『日本歴史』四七三号、一九八七年一〇月)。時期が漠然としており、猿楽よりも田楽を愛好した義持を始期とする点に疑問が残る。

(8) 『大日本古記録』。

(9) 『満濟准后日記』(『群書類従』補遺) 応永三四年正月一二日条。

(10) 『兼宣公記』 応永三四年五月六日条(宮内庁所蔵、通

称柳原本、東京大学史料編纂所写真帳を参照。以下『兼宣公記』(これによる)、『兼宣公記』同年七月三日条には、称光天皇が、榎並大夫に禄物一万疋を渡すよう住吉社神主に命じた旨が記されている。何の禄物かは不明だが、称光が榎並座を最眞にしていたことが窺える。住吉社と榎並座との関係については、小田雄三「中世の猿楽について——国家と芸能の位置考察——」(『年報中世史研究』一〇号、一九八五年五月)に指摘がある。

(11) 大山喬平「中世の身分制と国家」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年二月、初出一九七六年)において、この論旨は確認できる。

(12) 『看聞日記』応永三十二年一月二三日条。

(13) 林幹彌「律僧・禪僧と太子像」(『太子信仰の研究』吉川弘文館、一九八〇年二月)、高田陽介「境内墓地の経営と触穢思想」(『日本歴史』四五六号、一九八六年五月号)、小森崇弘「後土御門天皇連句芸御会の歴史的位相」(『芸能史研究』一七八号、二〇〇七年七月)。

(14) 『花園天皇日記』(史料纂集) 正和二年三月四日条、同年一〇月二九日条、同三年三月五日条、同年四月一六日条に見える。周囲の批判を承知の上で不浄の者を内裏に呼び入れていた点で、花園天皇と称光天皇は共通している。

(15) 『京都の部落史——前近代』(阿吽社、一九九五年二月)第二章第三節を参照。また、細川涼一「西京散所と北野社」(財団法人奈良人權・部落解放研究所編『日本歴史

の中の被差別民』新人物往来社、二〇〇一年二月)に、散所研究の概要がまとめられている。

(16) 「戦国期の禁裏における声聞師大黒の存在形態」(『芸能史研究』一七五号、二〇〇六年一〇月)。

(17) 『檢非違使』(平凡社、一九八六年五月)、二二四頁。

(18) 『言国卿記』(史料纂集) 文明七年六月二日条 同八年正月二三日条。

(19) 註6大谷論文。

(20) 註4。

(21) 註3、註2五島論文、註6大谷論文。

(22) 『群書類従』雑部。

(23) 『建内記』正長元年五月一七日条。

(24) 『建内記』正長元年六月一〇日条。

(25) 『薩戒記』(大日本古記録) 応永三三年六月二七日条。

(26) 同日条。なお、この出家未遂事件については、横井清

『室町時代の一皇族の生涯』(講談社学術文庫、二〇〇二年、初出一九七九年)、石原比伊呂「足利義持と後小松「王家」」(『史学雑誌』一一六—一六、二〇〇七年六月)を参照。

(27) 『看聞日記』応永三三年六月八、九日条。明石治郎「室町期禁裏小番——内々小番の成立に関して——」(『歴史』七六輯、一九九一年四月)

(28) 『薩戒記』応永三三年七月二六日条。『看聞日記』同月二七日条。

(29) 『薩戒記』 応永三十二年八月二日条。正長元年に不予に陥った際にも怪異現象が取り沙汰されている〔建内記〕
正長元年五月一七日条。

(30) 『看聞日記』 応永三十二年八月二三日条。

(31) 『薩戒記』 応永三十二年七月二七日条。

(32) 『薩戒記』 応永三十二年七月二六日条。

(33) 『建内記』 正長元年六月八日条。

(34) 『兼宣公記』 応永三十二年七月二八日条。前日の二七日条には、以前不予のときにも伊勢神宮と石清水八幡宮に神道を重んじる内容の告文を献じたたとある。また『薩戒記』同二六日条には康安(応安カ)年間にも行われたとある。

(35) 『中右記』(増補史料大成) 嘉承二年七月一日条。このときは、後三条院の陵墓の整備が進まない旨の託宣があり、崇りならば速やかに堀河の病を治して欲しいという内容の告文が陵墓に献じられた。

(36) 『薩戒記』 応永三十二年七月二六日条。

(37) 片岡耕平「永長の大田楽の動向——日本中世天皇の権威についての一考察——」(『ヒストリア』二〇六号、二〇〇七年九月)。

(38) 註3。

(39) 註3。

(40) たとえば『看聞日記』永享九年正月四日条。

(41) 註16、盛田嘉徳「千秋万歳の研究」(『中世賤民と雑芸能の研究(新装版)』雄山閣、二〇〇四年七月、初版一九

七四年)、源城政好「柳原散所」(『世界人権問題研究センター編』散所・声聞師・舞々の研究』思文閣出版、二〇〇四年一二月)。

(42) 『看聞日記』永享一〇年二月一九日条。

(43) 『親長卿記補遺』(増補史料大成) 寛正七年二月二九日条。

(44) 丹生谷哲一「中世賤民研究雑考」(『日本中世の身分と社会』塙書房、一九九三年二月、初出一九八八年)。

(45) 『言継卿記』(続群書類従完成会) 天文一三年四月二三日条、同二五日条。

(46) 「火の物」は食べさせないとは、「別火」すべしという指示である。「別火」とは、神事を行う者やあるいは服喪にある者、または月経や出産のケガレにある女性が、他人や自身のケガレを忌んで、煮炊きする火を別にするこゝである。河原者に「火の物」を与えると(「同火」すると)清浄が守れない、あるいはケガレに伝染するという考えが根底にある。

(47) 三鬼清一郎「普請と作事——大地と人間——」(『日本の社会史』第八卷、岩波書店、一九八七年三月)。

(48) 『群書類従』雑部。

(49) 『明月記』(国書刊行会) 寛喜二年(一一三〇)閏正月一・一・二・一・三・三日条。

(50) 「後白河院と猿楽」(『中世公家社会の空間と芸能』山川出版社、二〇〇三年一〇月、初出一九九六年)。

- (51) 『禁秘抄』研究史・覚書(『芸林』四一卷三・四合併号、一九九二年一〇月)。
- (52) 『薩戒記』応永三二年一〇月二三日条。
- (53) 『兼宣公記』正長元年七月二〇日条に「自「去年冬」御不予御興盛以来、以「黒戸」被「構」常御所」とあり、また、『薩戒記目録』応永三四年一月一三日条に天皇の不予の記事がみえる。『薩戒記目録』は、『公武関係からみた室町時代政治史』に関する基礎的研究(一九九五―一九七年度科学研究費補助金基盤研究(A)(2))研究成果報告書、研究代表者菅原昭英)を参照した。
- (54) 『改訂史籍集覧』第二七冊。
- (55) 高橋慎一郎『武士の掟』(新人物往来社、二〇一二年二月)一七九頁、五味文彦『殺生と信仰——武士を探る——』(角川選書、一九九七年一月)。
- (56) 五味文彦『院政と天皇』(岩波講座『日本歴史』中世一、一九九三年一月)。
- (57) 『看聞日記』応永二七年三月九日条。
- (58) 『満濟准后日記』応永三四年四月二三日条。
- (59) 『満濟准后日記』応永三五(正長元)年四月五日条。
- (60) 『高野山文書』正和四年(二一三二)年二月二日神野猿川真国三ヶ庄々官連署起請状(『大日本古文書』一、四五〇号)。
- (61) 森末義彰『中世芸能史論考』(東京堂出版、一九七一年)一三三頁、註2能勢氏著作、七二三頁。
- (62) 『満濟准后日記』同年四月五日条、六月二二日条。
- (63) 藤木久志「鷹と王権」(朝日百科日本の歴史別冊『歴史を読みなおす』一八、一九九五年五月)、中澤克昭「王権と狩猟——後鳥羽院・神泉苑・鹿狩——」(『中世の武力と城郭』(吉川弘文館、一九九九年九月)所収、初出一九九七年)など参照。
- (64) 註7。
- (65) 『蔭涼軒日録』(増補続史料大成)文正元年四月四・八日条、および『親長卿記』文明八年三月六日条。
- (66) 『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房、一九六九年。
- (67) 『満濟准后日記』永享三年正月二日条、『申楽談義』第二六条(日本思想大系新装版『世阿弥・禅竹』岩波書店、一九九五年九月)。
- (68) 『看聞日記』永享九年正月四日条。しかし、四日後には許され、小犬が室町殿で猿楽を演じた由が、『看聞日記』同八日条に記されている。
- (69) 註7。
- (70) ただし、満濟の提案はあくまでも幕府による猿楽管理のみで、世阿弥父子への冷遇とは無関係だと推測する。
- (71) 『満濟准后日記』永享五年四月二八日条。
- (72) 『満濟准后日記』同年二月二七日条。
- (73) 『蔭涼軒日録』寛正五年四月一二日条。
- (74) 『満濟准后日記紙背文書』をめぐって——足利義教の

世阿弥父子仙洞出演阻止と観世申状―(『能楽研究』二二
号、一九九八年五月)。

(75) 今谷明『籤引き將軍足利義教』(講談社メチエ、二〇
〇三年三月)、瀬田勝哉「鬪取」についての覚書 ―室町
政治社会思想史の一試み―(『武蔵大学人文学会雑誌』一
三―四、一九八二年三月)、新田一郎「建武政権と室町幕
府体制」(『新大系日本史Ⅰ 国家史』山川出版社、二〇〇
六年八月)。

(76) 『薩戒記目録』正長元年一月九日条。

(77) 『蔭涼軒日録』『後法興院記』(統史料大成) 文正元年
二月二三日条。

(78) 『蔭涼軒日録』文正元年二月六日条から、院となつて
も小犬一派に対して特別の扶持を与えていたことが確認で
きる。

(79) 『親元日記』(増補統史料大成) 寛正六年二月二三日
条。

(80) 註6大谷論文。

(81) 秀吉が主催した文禄二年の猿楽については、天野文雄
『能に憑かれた権力者 ―秀吉能楽愛好記―』(講談社メチ
エ、一九九七年一〇月)を参照。